

# 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

## 1. 電子調達システムの利用

本調達は「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。なお、当該システムへは東北財務局のホームページ(<http://tohoku.mof.go.jp/>)からリンクも可能である。また、「紙」による入札書等の提出も可とする。

## 2. 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 称 (H30)小浜住宅ほか85住宅建物定期点検業務
- (2) 業 務 場 所 青森県青森市沖館1丁目1-34ほか  
青森県内(10住宅21棟)、秋田県内(9住宅16棟)、岩手県内(14住宅23棟)  
山形県内(15住宅20棟)、宮城県内(20住宅67棟)、福島県内(18住宅30棟)
- (3) 業 務 概 要 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建物の定期点検業務
- (4) 業 務 期 間 契約締結の翌日から平成31年2月27日 まで
- (5) 証明書等の受領期限 平成30年6月21日(木)16時00分
- (6) 入札書の受領期限 平成30年6月22日(金)16時00分
- (7) 開札の日時及び場所 平成30年6月25日(月)9時30分  
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階 東北財務局第2会議室
- (8) (5)～(7)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する可能性がある。

## 3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度の当局の競争参加資格審査の結果、次のいずれかの等級決定通知を受けた者。  

(建設工の種類又は営業種目)	建設コンサルタント	(等 級)	A又はB
(建設工の種類又は営業種目)	建築士事務所	(等 級)	A又はB
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
  - ①当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
  - ②担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
  - ③担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
  - ④経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (7) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

## 4. 入札事項等説明、契約条項を示す場所及び期間

日 時：平成30年6月21日(木)まで 9時から12時及び13時から17時(最終日は16時まで)

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

場 所：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階 東北財務局管財部統括国有財産管理官(一)

## 5. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。

## 7. 入札の無効

競争参加の資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

## 9. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年6月6日

支出負担行為担当官代理  
東北財務局総務部総務課長

三浦 敏朗